

高浜町農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

高浜町農業委員会では、農地利用最適化推進のための業務をおこなっていただく「農地利用最適化推進委員」を募集します。

農地等の利用の最適化の推進に熱意をもって取り組んでいただける方の、推薦及び応募をお待ちしています。

【同時に募集する「農業委員」にも推薦及び応募ができますが、兼職はできません。】

1. 募集期間 令和8年3月23日（月）～ 令和8年4月16日（木）

※応募人数が定数に満たない場合等は延長することがあります。

2. 募集人員 7名

※募集する区域は、「和田地区1名、高浜地区2名、青郷地区2名、内浦地区2名」

3. 最適化推進委員の業務概要

(1)業務内容

担当地区において、農業委員会の委員と連携し主に下記の活動に従事します。

①農地等の利用の最適化の推進（農業委員と連携して実施）

1) 農地の利用集積・集約化 2) 耕作放棄地の発生防止・解消 3) 新規参入の促進の推進 4) 地域計画のブラッシュアップ

②必要に応じて農業委員会総会等へ出席し、農地利用最適化に係る報告や意見を行う

③農地利用状況調査や農業者の意向確認等農地の確保と利用調整のための現場や地域での活動等

④研修会等への参加

(2)任 期 農業委員会から委嘱された日（令和8年9月初旬予定）～

令和11年8月31日

(3)委員報酬 年額100,000円 ※活動実績等により追加報酬あり

(4)身 分 高浜町の非常勤特別職

4. 募集方法

(1) 農業者、農業者団体、その他関係者による推薦

(2) 自身による応募

5. 応募資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方。

ただし、次の各号のいずれかに該当する人は応募できません。

- (1)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者
- (3) 委員任期開始日（令和8年9月1日）において、18歳未満の者
- (4)法律上、農業委員と兼務を禁止されている職にある者

6. 推薦及び応募に係る手続き

(1)規定の様式に必要事項を記入のうえ、募集期間内（土日祝日を除く）に高浜町農業委員会事務局までご提出ください。

①持参する場合

高浜町役場 産業振興課内 農業委員会事務局

（持参の場合は、平日の8:30から17:15までに持参をお願いします）

②郵送の場合

〒919-2292 高浜町宮崎86-23-2 高浜町農業委員会事務局 行

（令和8年4月16日（木）に必着で郵送してください。）

(2) 様式は、町のホームページ、役場産業振興課内農業委員会事務局の窓口に備えてあります。 ※高浜町ホームページ <http://www.town.takahama.fukui.jp/>

7. 選考方法

高浜町農業委員会において選考委員会を開催し、推薦及び応募のあった方が、応募条件を満たしているか等について選考の上、委嘱します。

8. 選考の結果通知 選考会后、応募者全員に通知します。

9. 公表

推薦及び応募された内容は、一部箇所を除き募集期間の中間及び募集期間終了後の2回、町ホームページ等にて公表しますので、ご了承ください。

（公表内容：推薦者名・応募者名・職業・年齢・経歴・農業経営規模・推薦または応募理由等）

10. その他

応募者については次の事項について、関係機関等へ確認をします。

- (1)推薦・応募資格に関する事項
- (2)農地法に関する法令違反の有無
- (3)農業経営状況等
- (4)選考結果に関する問い合わせ異議申立てについては、一切受付できません。

問い合わせ先

〒919-2292 高浜町宮崎86-23-2 高浜町役場・産業振興課 担当 鈴木
TEL 0770(72)7705 FAX 0770(72)4000 E-mailmachi2@town.takahama.lg.jp